

第3節 形態別審査基準

第1 中高層建築物等の防災指導要領

中高層建築物等（中高層建築物、大規模建築物及び複合用途建築物）の建築にあたっては、下記「中高層建築物等の防災指導要領」によること。★

記

中高層建築物等の防災指導要領

札消指導第685号
平成18年（2006年）1月4日
消防局長

第1 目的

この指導要領は中高層建築物、大規模建築物及び複合用途建築物（以下「中高層建築物等」という。）の建築に際し、防災指導に関する必要な事項を定め、中高層建築物等の防火上、避難上の安全確保及び人命の安全や財産の保護等を図ることを目的とする。

第2 適用建築物

この指導要領は、次の各号に掲げる中高層建築物等を建築する場合（建築物を増築若しくは改築する場合又は建築物の全部若しくは一部の用途を変更する場合において、次の各号に掲げる建築物となる場合を含む。）に適用する。

- 1 軒高31メートルを超える建築物（別図1）
- 2 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は展示場で、3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの。
- 3 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）又は児童福祉施設等で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの。
- 4 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店で、5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの。
- 5 上記2～4の用途が複合する建築物で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの。
- 6 地下工作物内建築物で居室の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの。
- 7 上記1～6に掲げる以外の4階以上又は軒高15メートル以上の建築物

第3 事前協議

中高層建築物等の建築に際し、防火及び避難上の安全性の確保、人命の安全保護等の防災対策について、建築物の設計の段階から消防行政が、防災上の指導を関与することは、建物の維持・管理及び防災上等の安全性の向上や、関係者に対し確認申請時の関係図書に対する負担の軽減につながることから、事前に協議をするよう指導するものとする。

第4 事前協議内容の取扱い

第3に基づき事前協議した内容について、関係図書（計画概要・配置図・平面図・立面図等）を2部（正・副）提出させること。

なお、副本に受付印を押印し返却することとし、確認申請書（副本）に添付するよう指導するものとする。

第5 指導事項

- 1 はしご車等の活動に必要な空地、空間等

中高層建築物等には、迅速かつ有効な消防活動ができるよう、以下の(1)から(3)のとおり、はしご車及び屈折車（以下「はしご車等」という。）が容易に接近できる進入路及び活動空地を確保するよう指導するものとする。

- (1) 道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。以下同じ。）、進入路（はしご車等が道路から活動空地に至る経路をいう。以下同じ。）については次によるものとする。（別図2及び3）
 - ア 道路及び進入路の有効幅員は4メートル以上で、はしご車等が容易に通行できること。
 - イ 進入路及び活動空地の地盤等は、はしご車等の総重量約20トンの重量に耐えられる構造で、走行に支障とならない構造であること。
 - ウ 進入路の勾配は、原則として9パーセント以下であること。（参考「角度・勾配換算表」（別紙1））
 - エ 進入路には、はしご車等の通行に支障とならないすみ切り（道路及び進入路が接続又は屈曲する場合に、当該部分をはしご車等が安全、かつ、容易に方向変換するために必要な曲がり角部分のせん除した部分をいう。）が確保されていること。
 - オ 進入路上の必要空間は、路面から3.8メートル以上確保されていること。
 - カ 進入路は、道路から直接進入でき、かつ、行き止まりでないこと。ただし、進入路が駐車場等で転回等ができる場合はこの限りでない。
 - キ 進入路に車両進入防止柵が設けられている場合は、取外し可能なものであること。
 - ク 前各号について、冬期間についても除雪等が行われるものであること。
 - (2) 活動空地は、次によるものとする。
 - ア はしご車等が伸てい等を行う活動空地については、幅員6メートル、長さ12メートル以上が確保され、はしご車等が有効に活動できること。なお、敷地内避難通路（幅員750ミリメートル）と、活動空地は重複しないようにすること。
 - イ 活動空地の勾配は、縦横方向とも12パーセント以下であること。
 - ウ 活動空地とそれに面する建築物との離隔距離は、架てい箇所（屋上及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条の6に規定する非常用の進入口（同条第2号に定める開口部を含む。以下「非常用進入口等」という。）をいう。以下同じ。）からはしご車等のターンテーブル中心までの水平距離が5～9メートル以内とする。
 なお、使用範囲については、別図4-1～4-3を参考とすること。
 - エ 前各号については、冬期間についても除雪等が行われていること。
 - オ 活動空地には、活動空地である旨の表示（別図5）を行うこと。
 - カ 道路に活動空地を設定する場合は架てい障害物等のない場所とし、これに伴う障害物等の移設、移植、切り下げ等の措置は行わないものとする。
 - (3) はしご車等の架てい箇所は次によること。
 - ア 活動空地に面する建築物の原則として4階以上の各階には、非常用進入口等の架てい箇所が確保されていること。ただし、建築物壁面の長さが40メートルを超えるものについては、40メートルごとに1箇所以上架てい箇所が確保されていること。
 - イ 共同住宅（住宅専用の建築物で1棟建を含む。）の架てい箇所は原則としてバルコニー側に設けること。ただし、建築物に避難のための2以上の異なる経路が確保されている場合は、この限りでない。
 - ウ 営造物又は電線等との離隔距離は、上下左右とも1メートル以上確保されること。
- 2 緊急離着陸場等
- 消防隊の屋上からの建築物への進入、屋上に避難した者の救助など消防活動を円滑に推進するため確保するものであり、「緊急離着陸場等設置に関する基準」（別紙2）による他、次によること。
- (1) 緊急離着陸場及び緊急救助用スペース（以下「緊急離着陸場等」という。）の活用目的は、消防隊の屋上からの屋内進入及びやむを得ず屋上に避難した者の救助等、消防活動の拠点とするものであって、緊急離着陸場等の設置によって、屋上避難を積極的に指導するものではないこと。
 - (2) 緊急離着陸場等は消防同意時の条件とするものではなく、設置指導にあっては関係者に対して緊急離着陸場等の必要性について十分説明し、理解と協力を求めて行うものである

こと。

- (3) 緊急離着陸場等の設置は原則として新築とし、増築にあってはその規模が緊急離着陸場等を設置することが可能な建築物であること。
- (4) 高層建築物の集合が予想される地域で全体計画が作成される場合は、この計画に十分配慮し設置指導を行うものであること。
- (5) 高層建築物の屋上に航空法で定めるヘリポートを設置する場合は、緊急離着陸場等設置に関する基準に基づく指導は行わないものとする。この場合、昼間時のみ使用を予定している屋上ヘリポートについては、緊急離着陸場に必要とされる夜間照明設備の設置を指導し、緊急離着陸場としての活用を図るものであること。
- (6) 緊急離着陸場の設置指導にあっては、高層建築物にかかる建築計画の早期把握に努め指導の時機を失うことのないよう行うものであること。

3 防災センター等

防災センターは、避難階またはその直上階もしくは直下階に設けること。なお、当該場所は、消防隊の活動拠点として運用することから、位置、構造の諸条件として次の事項を配慮すること。

- (1) 消防隊が屋外から容易に到達できる位置であること。
- (2) 非常用エレベーター及び特別避難階段に、安全でかつ容易に連絡できること。
- (3) 他の場所から火災による煙、熱の影響を受けない場所であること。
- (4) 他の部分とは、耐火構造の壁、床及び常時閉鎖式防火戸で区画された場所であること。

4 避難施設

- (1) 階段途中の踊り場に設ける段差は、歩くリズムが変わったり、内側踏面が小さくなるなど、避難流動に障害が生じ避難上の支障となることが考えられることから、原則として踊り場には段差を設けないこと。
- (2) 屋外階段等及び敷地内避難経路並びに避難階における避難器具降下位置は、冬期についても除雪等が行われていること。
- (3) 特別避難階段等の附室内に屋内消火栓設備又は連結送水管の放水口が設けられている場合は、屋内から附室に通じる出入口に設ける特定防火設備である防火戸の下方に消防用ホース通過孔を設けること。
- (4) バルコニー等に設置される避難器具は、避難階まで隔板を介することなく、また、避難階から直接道路面への避難経路を設けること。

5 出火防止対策

「超高層建築物の出火防止に係る指導指針」（別紙3）に基づき指導すること。

第6 その他

- 1 前第2、7に該当する建築物に対し、原則、敷地内にはしご車等の活動空地及び進入路を設置指導するものとする。ただし、敷地・建物の形状から活動空地及び進入路が設置しがたいものにおいては、前第3から第5における指導は行わないものとする。
- 2 平成14年12月10日付け、札消指導第898号は廃止する。

附則 平成18年1月4日から運用するものとする。

附則 平成29年2月15日付け札消指導第1083号

この通知は、通知の日から施行する。

附則 令和7年12月1日付け札消査第1012号

この通知は、通知の日から施行する。

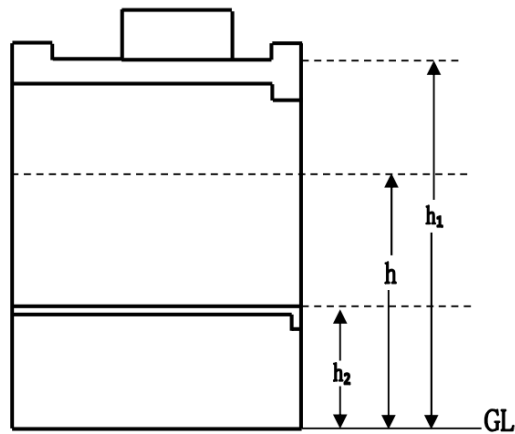
防災指導建築物

(参考) 高さが31mを超える階の判断について

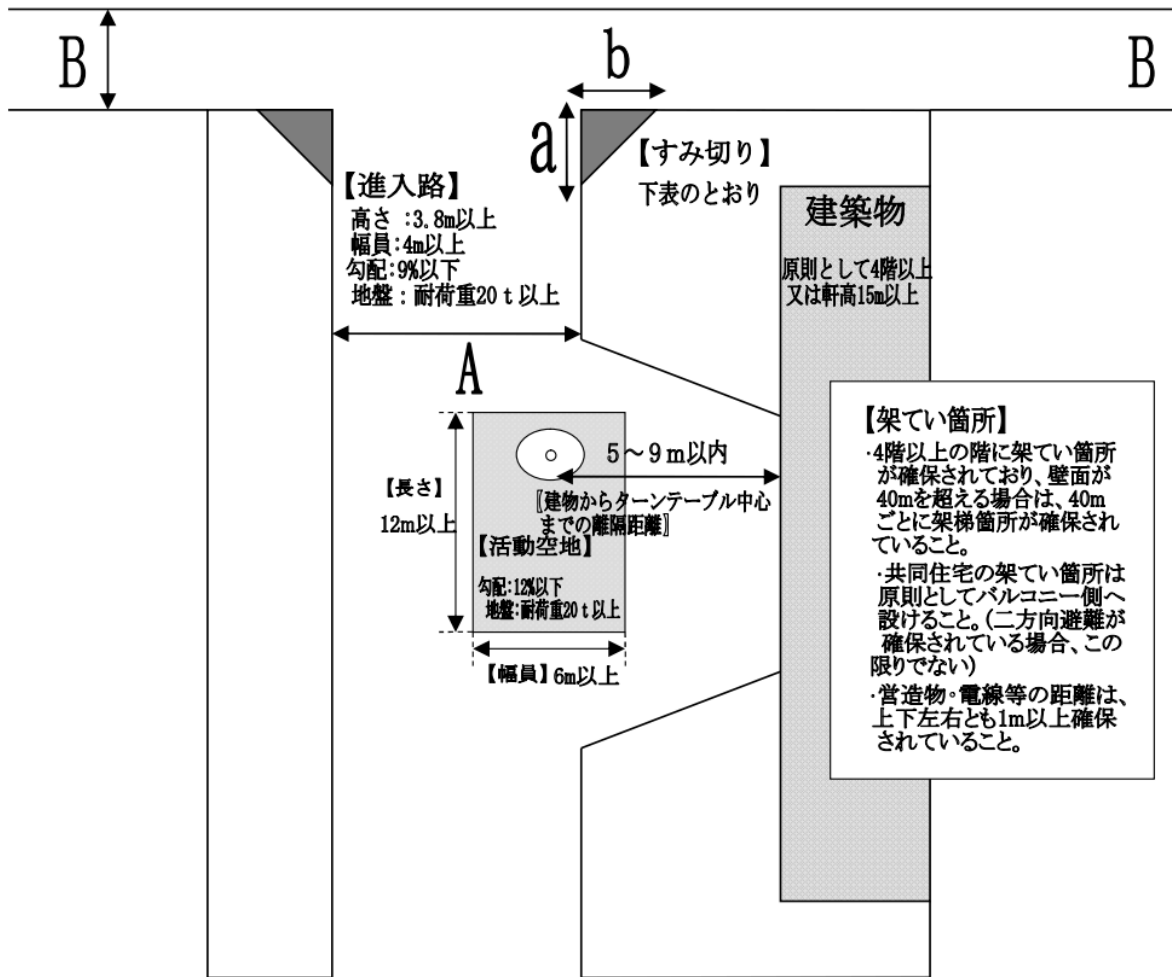
その計画建築物の最上階で地盤面（建築基準法施行令第2条第1項第6号）から測った31mラインが当該階の途中（最上階の中間よりも下）にきた場合、当該階は31mを超える階とする。ただし、建築基準法施行令第129条の13の2第1号及び第4号に該当するものは除く。

(注) 31mを超える階とは $h > 31\text{m}$

$$h = \frac{h_1 + h_2}{2}$$



別図2



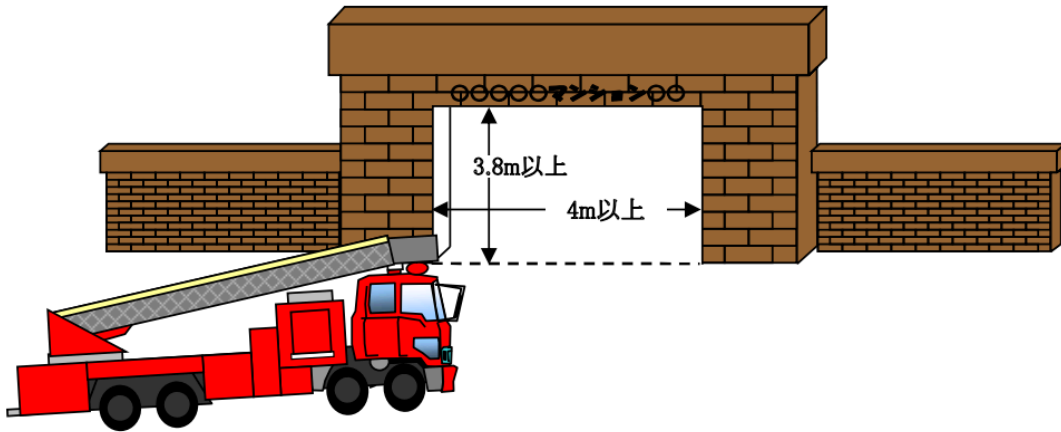
単位：メートル

A幅員 B幅員	4 m	5m	6m	7m	8m	9m	10m
4m	10×10 a×b	7×9	5×8	4×7	3×6	2×5	1×4
5m	9×7	6×6	4×5	3×4	2×3	1×2	
6m	8×5	5×4	3×3	2×2	1×1		
7m	7×4	4×3	2×2	1×1			
8m	6×3	3×2	1×1				
9m	5×2	2×1					
10m	4×1						

ゲートその1

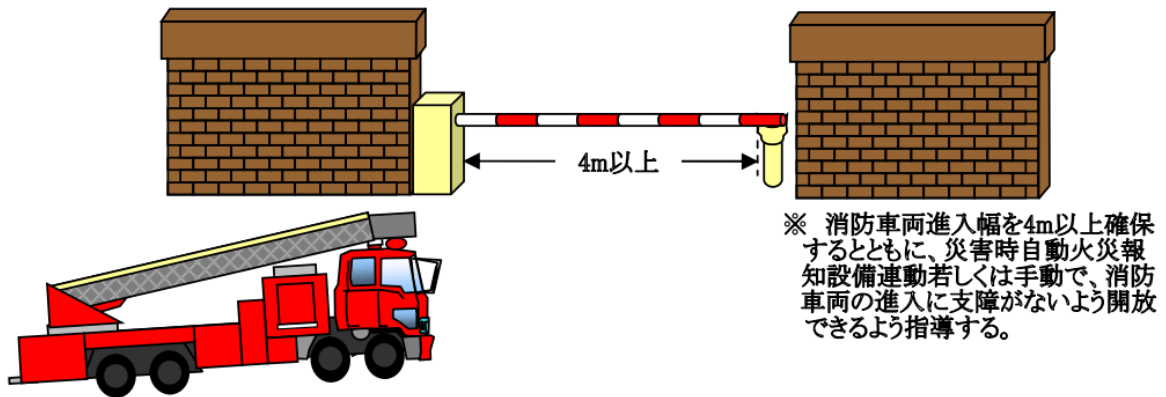
敷地内入口等に設けられた進入ゲート等

別図3



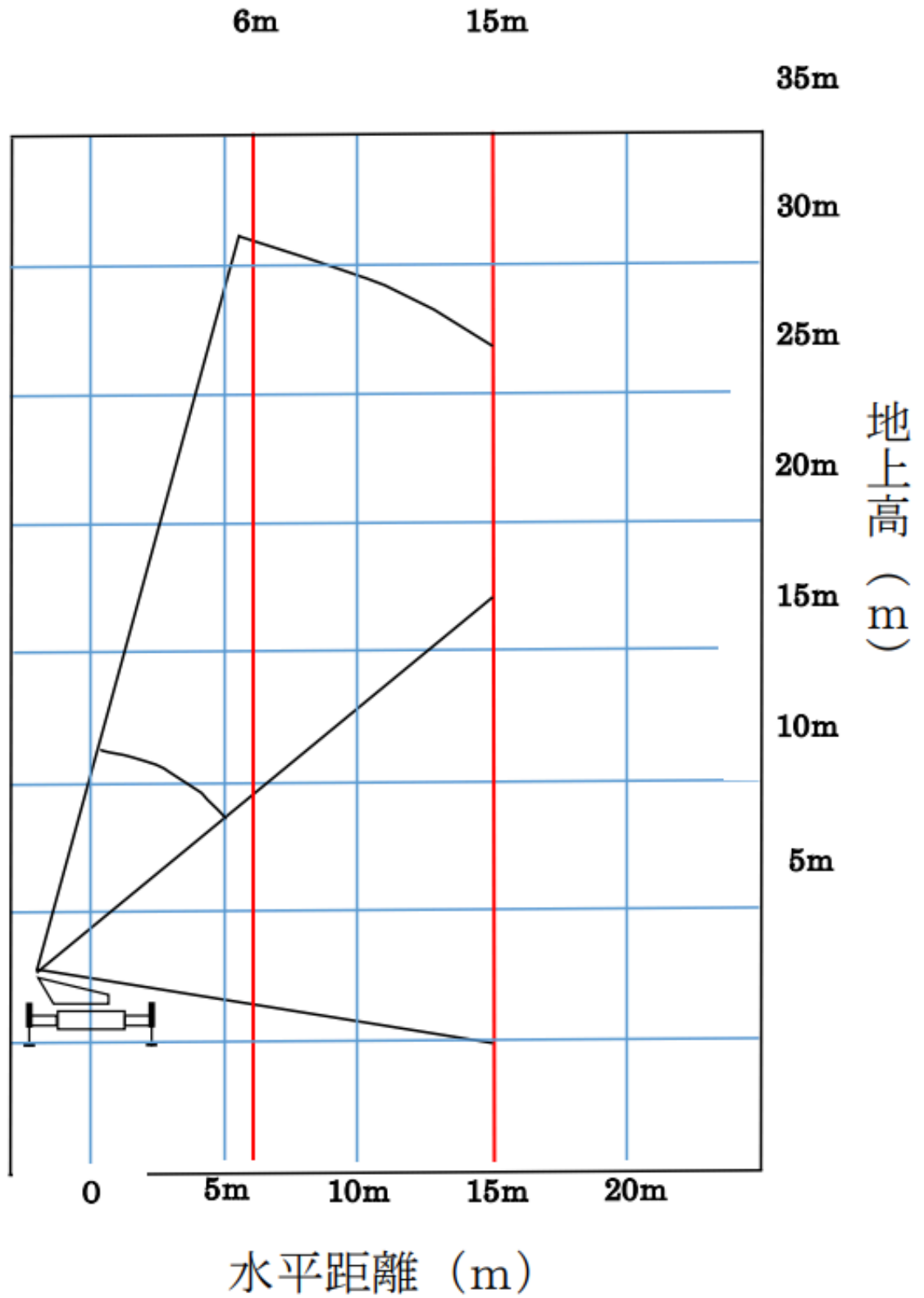
ゲートその2

敷地内に車両進入防止のためのゲート棒

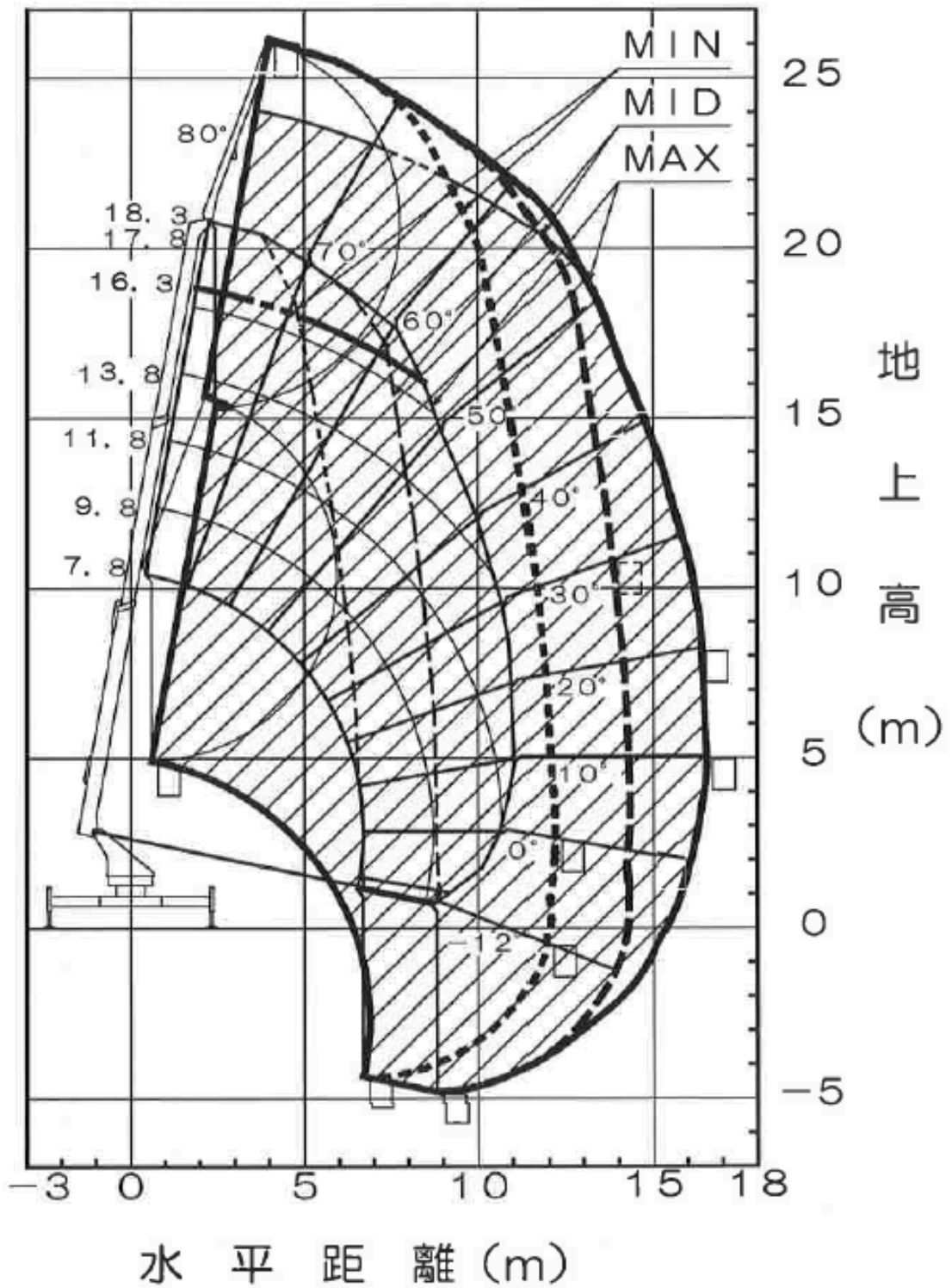


別図4-1

【はしご車使用範囲】



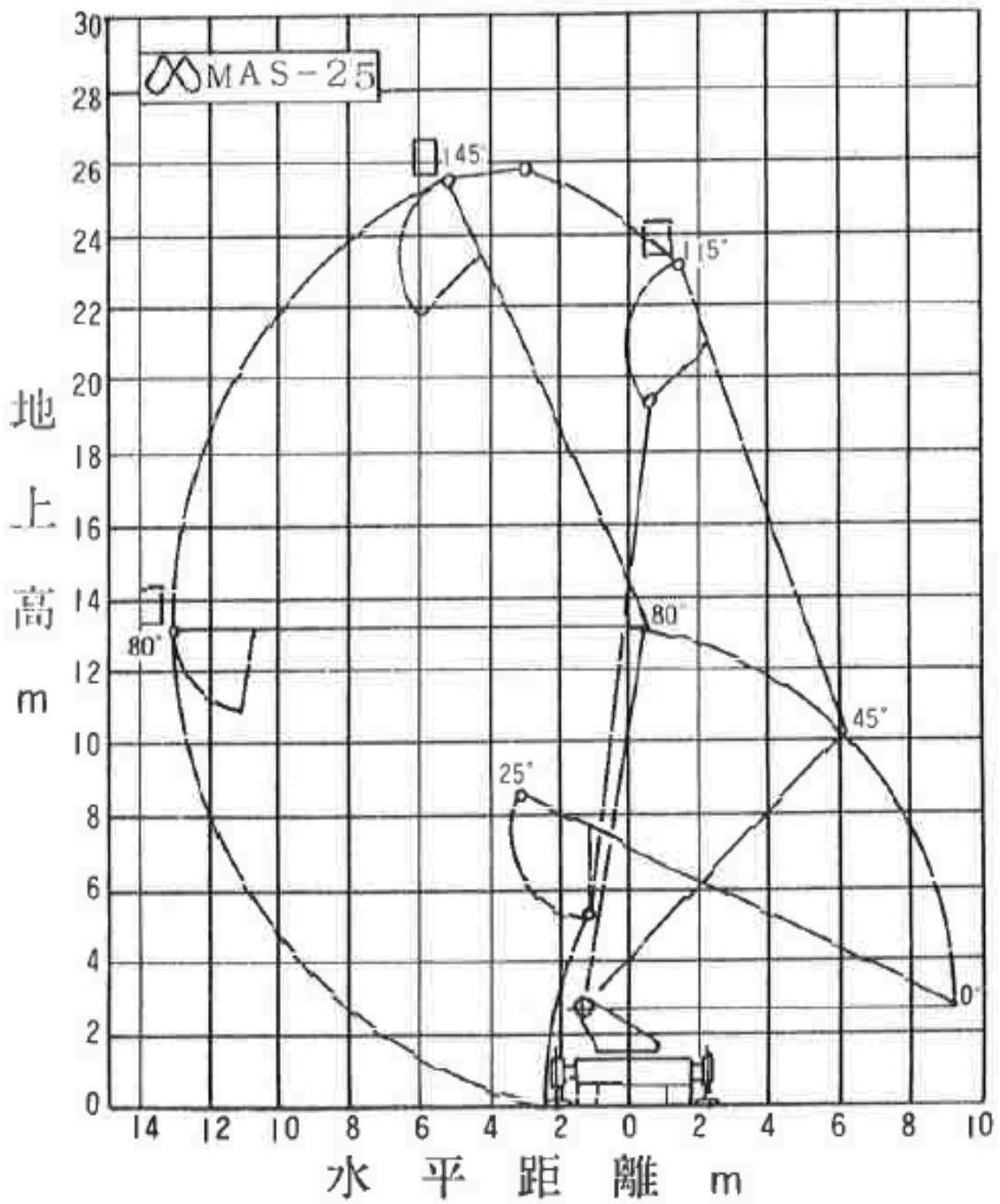
【新型屈折車使用範囲】



//// : 放水可能作業範囲

MSC25-8T大型高所

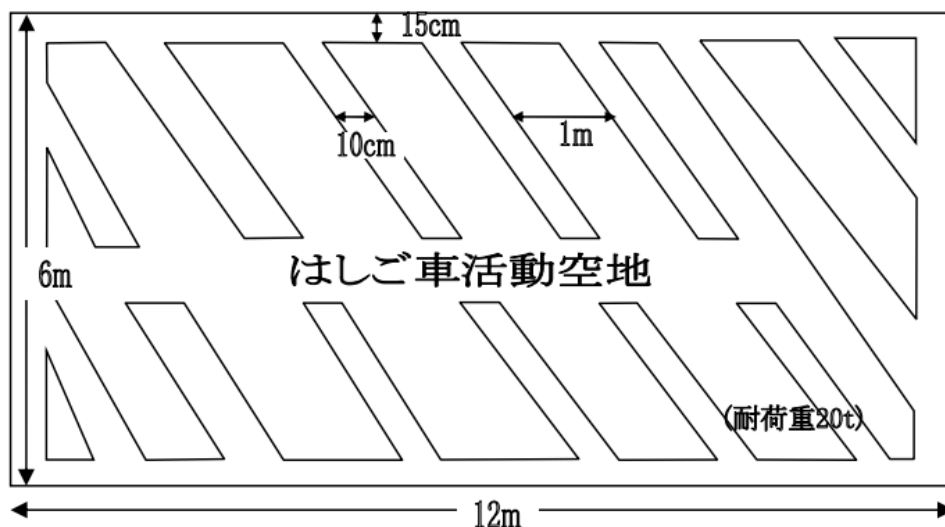
【旧型屈折車使用範囲】



※ 活動空地のライン指導 (H15.9.1以降の事前相談から実施)

当分の間、敷地内設置のライン指導とし、下記に標準図を示す。
 なお、ライン幅は目安とする。

記



周囲の区画斜線は黄色塗装とする。なお、文字も黄色塗装が望ましいものとする。
 文字の大きさについては、確認に支障がない大きさとする。

ライン引き困難の場合は鋸打ち（コーナー及び2メートルに1箇所）及び標識板設置とする。

標識板については、ラインと両方設置が望ましいが建物計画の中でいずれか判断し、指導するものとする。

なお、設置にあつては、下図を参考とする。



壁体取付型 壁体に直接ボルト4本締め
 支柱取付型 支柱2本で取付ける

角度・勾配換算表

度	勾配(%)
1	1.7
2	3.5
3	5.2
4	7.0
5	8.7
6	10.5
7	12.2
8	14.0
9	15.7
10	17.5
11	19.2
12	20.9
13	22.7
14	24.4
15	26.2
16	27.9
17	29.7
18	31.4
19	33.2
20	34.9
21	36.7
22	38.4
23	40.1
24	41.9
25	43.6
26	45.4
27	47.1
28	48.9
29	50.6
30	52.4

勾配(%)	度
1.0	0.6
1.5	0.9
2.0	1.1
2.5	1.4
3.0	1.7
3.5	2.0
4.0	2.3
4.5	2.6
5.0	2.9
5.5	3.2
6.0	3.4
6.5	3.7
7.0	4.0
7.5	4.3
8.0	4.6
8.5	4.9
9.0	5.2
9.5	5.4
10.0	5.7
10.5	6.0
11.0	6.3
11.5	6.6
12.0	6.9
12.5	7.2
13.0	7.4
13.5	7.7
14.0	8.0
14.5	8.3
15.0	8.6
15.5	8.9

○緊急離着陸場等設置に関する基準

(平成2年12月20日)

改正 平成6年4月1日

改正 平成29年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置の推進について」(平成2年1月11日、建設省住指発第14号、建設省住宅局建築指導課長通知)及び「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について」(平成2年2月6日、消防消第20号、消防庁消防課長等通知)に基づき、消防活動の有効性を確保するため、高層建築物等の屋上に設置する場合の緊急離着陸場等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準の用語の定義は、消防法(昭和23年法律第186号)、消防法施行令(昭和36年政令第37号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、航空法(昭和27年法律第231号)及び航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)の例によるほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 緊急離着陸場 建築物の屋上で航空消防活動を行うヘリコプター(以下「緊急用ヘリコプター」という。)が離着陸する場所をいう。
- (2) 緊急救助用スペース 建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- (3) 三次救急医療機関等 救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日厚生省医発第692号)に定める救命救急センター及び大学病院をいう。

(設置対象物)

第3条 緊急離着陸場又は緊急救助用スペース(以下「緊急離着陸場等」という。)の設置対象物は、建築物の高さが45メートルを超える建築物で建築基準法第34条の規定により非常用の昇降機の設置を要するもの又は三次救急医療機関等のうち、進入区域、進入表面及び転移表面が次の各号に該当する建築物とする。

- (1) 進入区域の長さが500メートル以上、幅が離着陸地点から500メートル離れた地点で200メートル以上確保できること。
- (2) 進入表面が直線の二方向に設定できること。ただし、進入表面が直線の二方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。
- (3) 進入表面の勾配が、緊急離着陸場を設置する場合は5分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は3分の1以下で、かつ、当該表面に物件等が突出していないこと。
- (4) 転移表面の勾配が、1分の1以下で、かつ、当該表面に物件等が突出していないこと。
- (5) 緊急救助用スペースの設置について前2号の規定によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行して、前2号の規定に該当すること。

(設置区分)

第4条 前条の設置対象物には、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場等を設置するものとする。

- (1) 建築物の高さが45メートル以上、100メートル未満の高層建築物にあつては、緊急離着陸場又は緊急救助用スペース
- (2) 建築物の高さが100メートル以上の高層建築物にあつては、緊急離着陸場
- (3) 三次救急医療機関等にあつては、緊急離着陸場

(緊急離着陸場の設置基準)

第5条 緊急離着陸場は、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 着陸帯等
 - ア 着陸帯の長さ及び幅は、原則としてそれぞれ21メートル以上とすること。
 - イ 着陸帯には、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで着陸帯の境界線、
④の接地帯標識、許容重量、認識番号、進入方向及び出発方向を別図1から別図3までに基づき表示すること。
 - ウ 着陸帯の床面強度は、ラーメン構造及びスラブ構造とも短期荷重とし、その荷重は

- 16,000キログラム以上とすること。
- エ 床面の構造は、次によること。
- (ア) プラットホーム式又は通常床式として、床面は積雪、凍結等による影響のない構造とし、かつ、滑り防止策を施すこと。
- (イ) 床面の最大勾配は50分の1以下とすること。
- (2) 夜間照明設備
- ア 着陸帯の付近に進入表面及び転移表面に突出しない範囲で飛行場燈台を設置すること。この場合、飛行場燈台の形式は、白色もしくは白色及び緑色の回転又は閃光型とすること。
- イ 着陸帯に埋込式又は地上型の境界燈を等間隔に8個以上設けること。ただし、境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照明燈4基を設置することができる。
- ウ 着陸帯から10メートル以内の区域で勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害燈を設置すること。ただし、低光度航空障害燈を設置しがたい場合は、夜光塗料を塗色することができる。
- エ 非常電源装置として連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。
- オ 点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作により、必要時に点灯できること。
- カ 非常電源からの電線は、耐火構造の主要構造部に埋設その他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、屋上に設置されたポータブル式発電機によるものについては、この限りではない。
- キ 電球、ヒューズ等の予備品を備えること。
- (3) 脱落転落防止施設
- 緊急用ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落転落防止施設を設置すること。
- ア 進入表面及び転移表面に突出しない構造であること。
- イ 構造は、手すり壁、さく又は金網とすること。
- ウ 高さは、40センチメートル以上とすること。
- (4) 燃料流出防止施設
- 緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合に、雨水排出口に流れこまないよう次により燃料流出防止施設を設置すること。
- ア 溜めます、側溝等によるものとし、いずれの場合も 1,500リットル以上の容量を確保できること。
- イ 溜めます、側溝等が2カ所以上ある場合は、その合計容量が1,500リットル以上であること。
- (5) 待避場所
- 屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する待避場所を次により設けること。
- ア 待避場所は、緊急離着陸場の直近に設けること。ただし、緊急離着陸場をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。
- イ 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段等を設けること。
- ウ 待避場所には、別図4に示す待機標識を表示すること。
- (6) 消防用設備等
- 屋上には次により連結送水管、消火器及び泡消火設備又は粉末消火設備を設置すること。
- ア 連結送水管の放水口は単口型とし、ホース2本以上、噴霧切替ノズル1本の放水用具を備えた格納箱を設置すること。
- イ 消火器は、強化液消火器を1本以上設置すること。
- ウ 泡消火設備又は粉末消火設備は移動式とし、消火設備の一のホース接続口から着陸帯の各部分までの水平距離が、15メートル以下となるよう設置すること。
- (7) 連絡装置
- 着陸帯の直近に、防災センター等と連絡できる非常電話等連絡装置を設置すること。
- (緊急救助用スペースの設置基準)

第6条 緊急救助用スペースは、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 大きさ、構造等

ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10メートル以上とすること。

イ 緊急救助用スペースには、黄色の夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、㊟の標識、認識番号、進入方向及び出発方向を別図5に基づき表示すること。

ウ 床面の強度は、通常床強度とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施すこと。

(イ) 床面の最大勾配は、消防活動に影響しない程度とすること。

(2) 夜間照明設備、脱落転落防止施設、待避場所及び連絡装置は、前条の規定に基づき設置するものとする。

(屋上出入口の構造等)

第7条 屋上の出入口は、次の各号に定める構造とするものとする。

(1) 屋上の出入口は、避難階段及び非常用の昇降機と有効に通じていること。

(2) 屋上出入口の扉は、災害時に防災センター等で一括解錠できる施錠装置又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置を設置すること。

(3) 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。

(4) 三次救急医療機関等の屋上出入口は、担架が通行できるように必要な幅を確保すること。

(排煙排出口の配置)

第8条 機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならないよう配置するものとする。

(維持管理)

第9条 緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理するものとする。

(図書の提出)

第10条 緊急離着陸場等を設置（内容の変更を含む。）するときは、次の各号に掲げる図書を2部、消防局長に提出するものとする。

(1) 緊急離着陸場等設置届出書（第1号様式）

(2) 案内図

(3) 配置図（縮尺500分の1以上）

(4) 各階平面図（縮尺500分の1以上）

(5) 進入表面、転移表面の断面図（縮尺200分の1以上）

(6) 夜間照明設備、緊急離着陸場等の消防用設備等の配置図

(7) 構造計算書（緊急離着陸場に限り。）

(委任)

第11条 この基準の施行に関し必要な事項は、都市局長及び消防局長が定める。

附 則

この基準は、平成3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

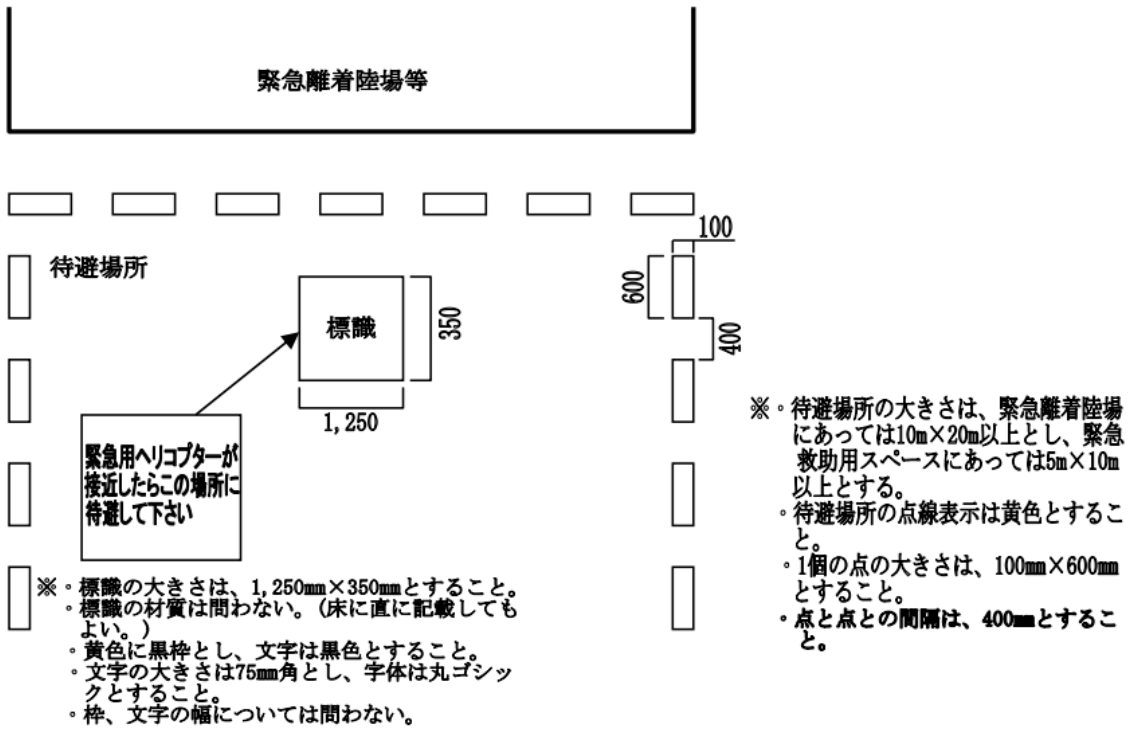
第1号様式

緊急離着陸場等設置（変更）届出書

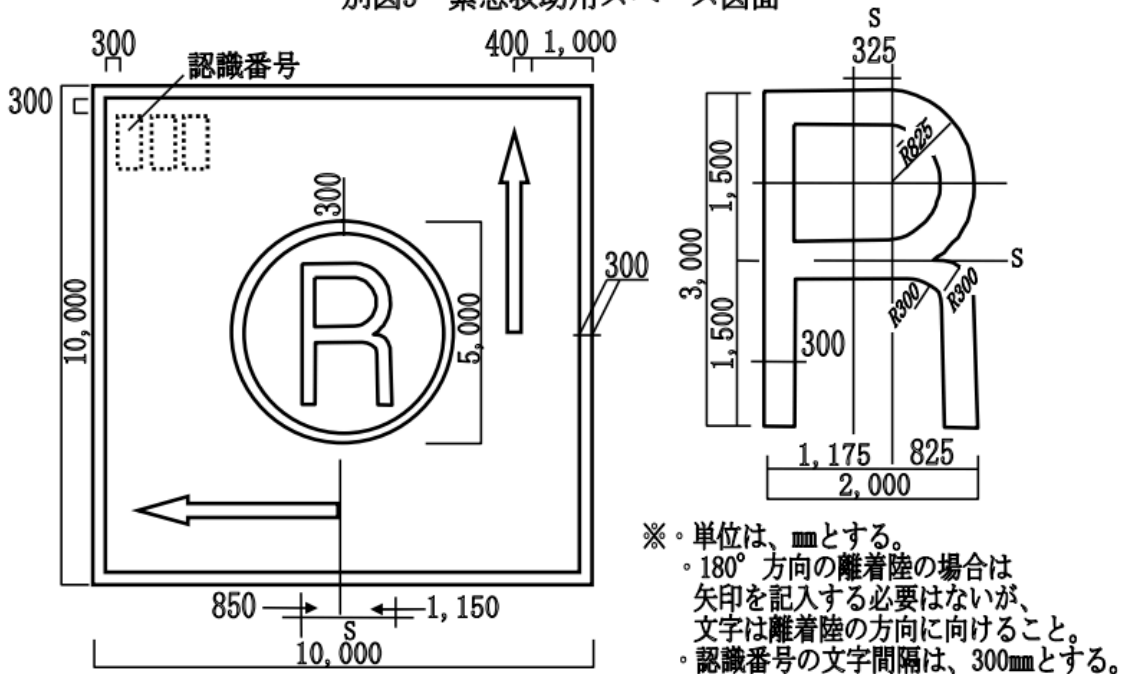
年 月 日				
(あて先) 消防局長 (消防航空隊)		住所		
		氏名		
緊急離着陸場等を 設置 します。変更 しますので下記のとおり届け出します。				
名称	TEL()			
所在地	区			
設置(変更)区分	<input type="checkbox"/> 緊急離着陸場	<input type="checkbox"/> 緊急救助用スペース		
設置(変更)年月日	年 月 日			
設計者	名称			
	所在地			
施工者	名称			
	所在地			
構造・規模等	用途			
	構造			
	建築面積	㎡	延べ面積	㎡
	階数	地上 階、	地下 階、	PH 階
	軒高	m	最高の高さ	m
※ 認識番号				
※ 受付番号		※経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 法人にあつては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 ※の欄は、記入しないこと。

別図4 待避場所等図面



別図5 緊急救助用スペース図面



緊急離着陸場等設置に関する基準の取扱要領

第1 趣旨

緊急離着陸場等設置に関する基準（以下「基準」という。）第11条に基づき、緊急離着陸場及び緊急救助用スペース（以下「緊急離着陸場等」という。）の取扱いその他必要事項を定めるものとする。

第2 基準の取扱い

1 第3条（設置対象物）関係

設置対象物は、進入区域、進入表面及び転移表面が確保されることが、その前提条件であること。

2 第4条（設置部分）関係

- (1) 建築物の高さについては、軒高によること。
- (2) 高さ100メートル未満の高層建築物であっても、第一義的には緊急離着陸場の設置を指導するものであること。

3 第5条及び第6条（緊急離着陸場等の設置基準）関係

- (1) 緊急離着陸場の着陸帯の長さ及び幅は、それぞれ21メートル以上（本市使用機体全長の1.2倍以上）を原則とするが、建築物の形態によって必ずしもその大きさが確保できない場合で、緊急離着陸場に待避場所を近接して同一床面上に設けるときは、一辺18メートル以上の正方形とすることができるものであること。
- (2) 緊急離着陸場の着陸帯に表示する許容重量は、7トン以上（本市使用機体の全備重量以上）とすること。
- (3) 進入方向、出発方向の表示については、これらを同一直線上に設定できる場合は省略できるものであること。
- (4) ㊦又は㊦の表示は、進入方向、出発方向に向け表示すること。
- (5) 着陸帯の境界線、㊦、㊦、許容重量、認識番号及び進入方向、出発方向の表示は黄色で鮮明であること。
- (6) 認識番号は、緊急離着陸場等設置（変更）届に基づき、設置順番号とすること。
- (7) プラットホーム式の緊急離着陸場を設置する場合は、床面にグレーチング等上下方向に風の流通する材料を使用しないこと。
- (8) 緊急離着陸場の着陸帯はヒーティング等を施し、寒冷、積雪による影響が生じないものであること。
- (9) 緊急救助用スペースの消防活動に影響のない床勾配とは、最大20分の1以下の勾配であること。
- (10) 夜間照明設備は、航空法施行規則（昭和27年、運輸省令第56号）に基づく照明設備の設置を指導すること。
- (11) 脱落防止施設については通常床式の場合、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条第1項の規定に基づく高さ1.1メートル以上の手すり壁等で兼用できるものであること。
- (12) 燃料流出防止施設は、雨水排出口に直接蓋等を設置することができるものであること。
- (13) 待避場所は、屋上広場と兼ねることができるものであること。ただし、待避場所を着陸帯と同一床面上に設けないときは、待避要領の表示を省略して差し支えないものとする。

4 第7条（屋上出入口の構造等）関係

- (1) 三次救急医療機関等にあつては、屋上に昇降機を着床させること。ただし、屋上にスロープ等で有効に通じているときは、この限りでない。
- (2) 高層建築物にあつては、屋上に非常用の昇降機を着床させること。ただし、その直下階の非常用の昇降機から屋上に通ずる経路が簡明で安全区画がなされているときは、非常用の昇降機と有効に通じているとして差し支えないものとする。

5 第8条（排煙排出口の配置）関係

機械排煙の排出口は、着陸帯、待避場所及び屋上出入口から着陸帯に至る経路に直接影響を与えない位置に設けること。

6 第9条（維持管理）関係

- (1) 消防局警防部長（以下「警防部長」という。）は、緊急離着陸場等が設置された対象物について、常に消防活動を行う際に活用できるよう屋上環境の確保のため関係者を指導するとともに、必要に応じて実態調査を行うものであること。
- (2) 警防部長は、夜間照明設備等の付帯設備は、半年ごとに機能点検を実施するよう指導すること。

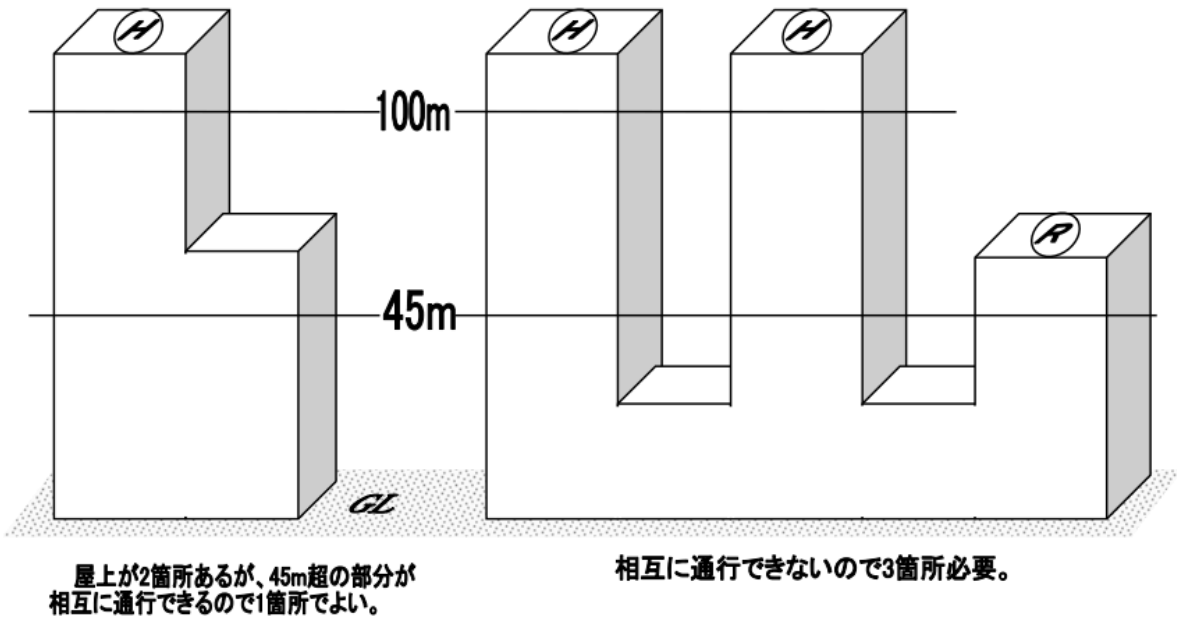
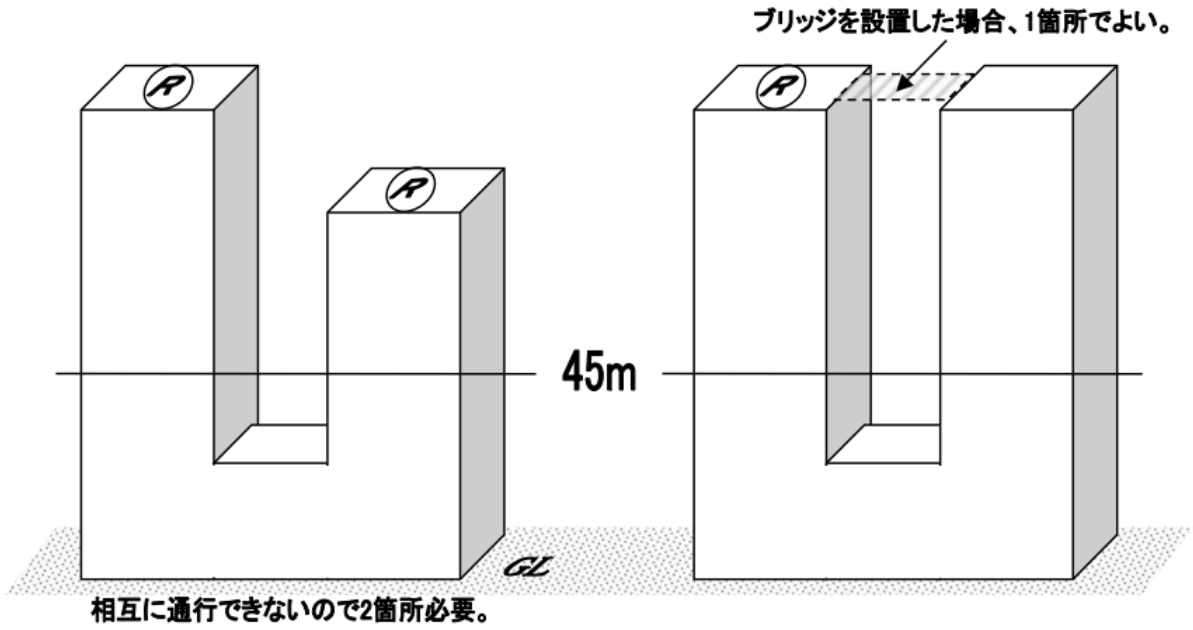
7 第10条（図書の提出）関係

- (1) 緊急離着陸場等の設置指導及び設置届出に関する事務手続きは別紙によること。
- (2) 警防部長は、緊急離着陸場等設置（変更）届出書を受理したときは、緊急離着陸場等設置（変更）台帳にとう載し処理するとともに、認識番号を決定し当該申請者に通知するものであること。
- (3) 警防部長は緊急離着陸場の設置に伴う必要図書を、関係者の協力を得て2通受理したときは必要な調査を行い、支障ないと認めたときはその1通に届出済の押印をして届出者に交付し、他の1通は関係図書として保管するものであること。
- (4) 警防部長は、設置された緊急離着陸場等がこの基準に適合しないものとなり、かつ、消防活動上支障あると認められたときは、緊急離着陸場等の関係者にその旨を通知すること。

第3 既存の緊急離着陸場等の取扱い

この基準の施行の日前に、緊急離着陸場等を設けたもので、屋上環境が確保されているものの設置届出の取扱いは、当該届出をしたものとみなすものであること。

○ 1棟扱いの緊急救助スペース（R）と緊急離着陸場（H）の設置指導



超高層建築物の出火防止に係る指導指針

令和6年3月15日 予防部長決裁
改正 令和7年11月18日 予防部長決裁

1 目的

札幌市中心部では、高さ60mを超える建築物(以下「超高層建築物」という。)が増加している。超高層建築物は多種多様な用途に使用され、かつ、膨大な人員を収容しているという特徴から、火災又は地震の発生により、高層階からの避難や消火の困難性が著しく高いことが想定され、防火安全性の向上が必要な状況にあることから、火を使用する設備又は器具について札幌市火災予防条例(昭和48年条例第34号。)の規制に加え、出火防止に係る行政指導上の指針を定めるものである。

2 適用範囲

建築物の高さ(建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さをいう。)が60mを超える建築物。ただし、火災予防上支障がないと認められるものを除く。

3 出火防止対策

(1) 共同住宅以外の用途で使用する部分

- ア 厨房設備又は器具(IHなどの電磁誘導加熱式調理器具を含む。以下「厨房設備等」という。)は、立ち消え安全装置や調理油過熱防止装置等の安全装置付きのものとする。
- イ 火を使用する設備又は器具の燃料漏えい起因する火災を防止するため、漏えいを検知する警報器を設置するなど、出火防止措置を図ること。
- ウ 厨房設備には次に掲げる地震発生時の出火防止対策を講じること。
 - (ア) 自動的に熱源への燃料の供給を停止できる機能を有すること。又は、地震時には、緊急地震速報等の受信により熱源への燃料の供給を迅速に停止できる体制をとること。
 - (イ) 高温の調理油を扱うフライヤーなどの厨房設備と裸火又は水を隣接させないレイアウトとすること。
- エ 油脂成分を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備の天蓋又は排気ダクトには、火炎伝送防止装置として自動消火装置を設けること。なお、自動消火装置は、「フード等用簡易自動消火装置の設置基準」(「札幌市火災予防条例の解説・指導指針」の作成について(令和4年2月1日付け札消予第10915号))に適合することが望ましい。
- オ 容器から供給される液化石油ガスを燃料とする火を使用する設備又は器具は、使用上の注意事項を遵守し、過熱による爆発火災防止を図ること。
- カ アからオまでの対象となる厨房設備等を新規に設置する場合、又は改修等を行う場合には、その内容について設計又は工事前の早期に消防署へ相談を行うよう、関係者に対し指導すること。

(2) 共同住宅の用途で使用する部分

- ア 厨房設備等は、上記(1)アと同様の安全装置付きのものとする。
- イ 容器から供給される液化石油ガスを燃料とする火を使用する設備又は器具は、上記(1)オと同様に、爆発火災防止を図ること。
- ウ 居室の家具・家電類は、地震動等により火を使用する設備又は器具へ転倒、落下しない対策を行うこと。

4 運用開始日

この指針は、令和6年4月1日から運用する。

なお、運用開始日時点で、現に設置している火を使用する設備若しくは器具又は現に新築、

増築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中である超高層建築物については適用しないが、関係者の理解が得られるものにあつてはこの指針に基づく出火防止対策を講ずること。